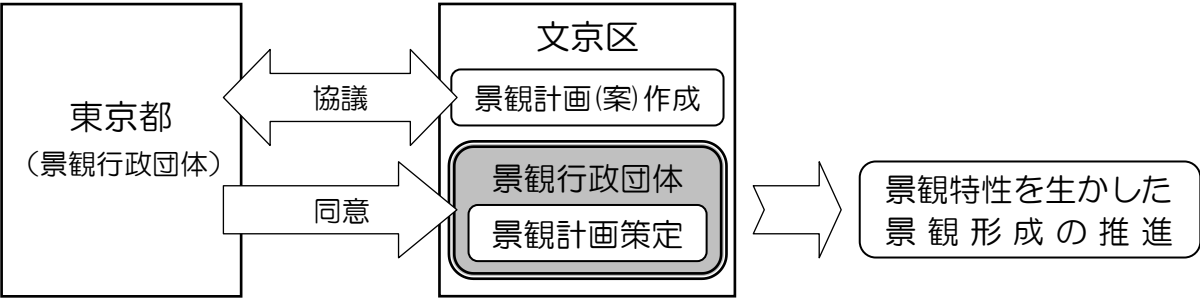


# 景観計画骨子の作成について

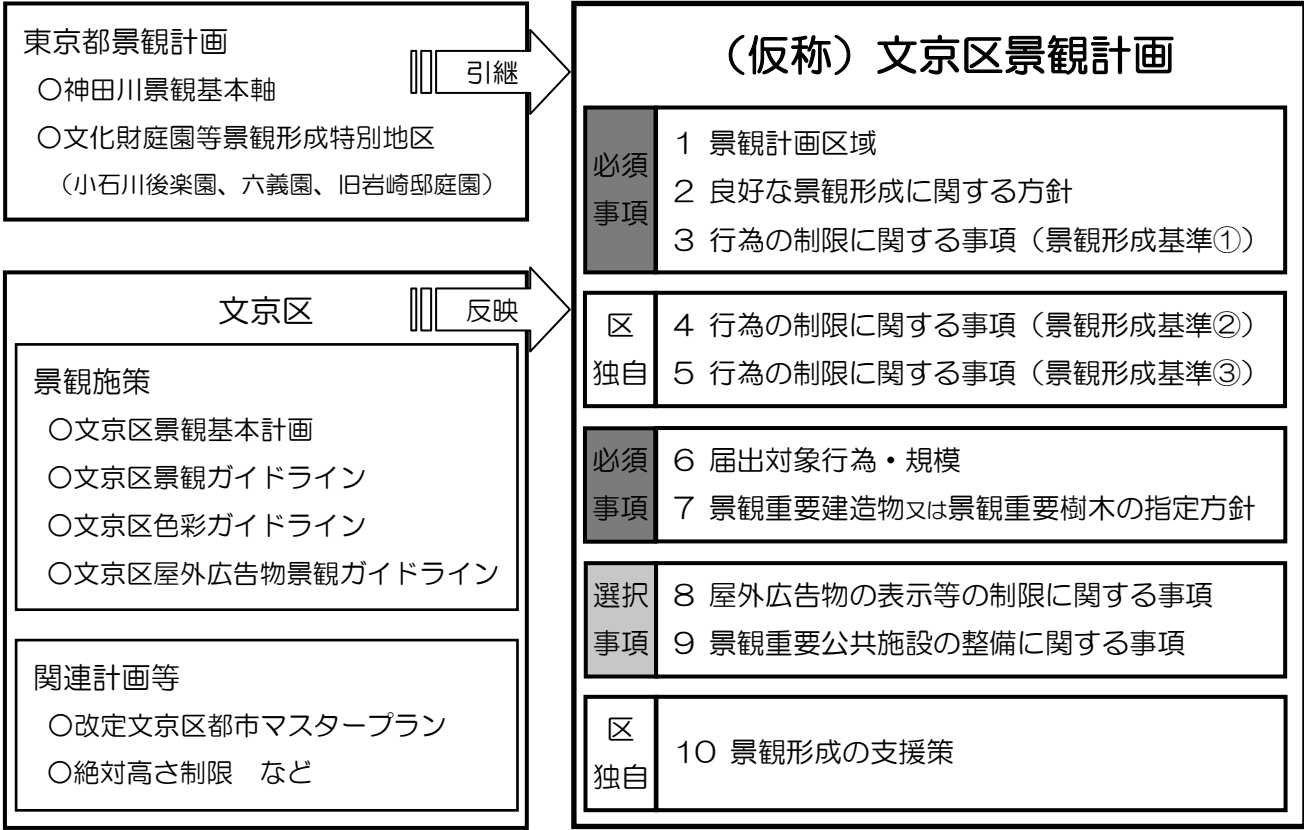
## 1 景観行政団体移行の手続き

景観法を活用した景観行政を推進するためには、景観行政団体へ移行しなければなりません。ただし、移行に当たっては、東京都と協議し、同意を得ることが法に定められています。協議においては、今後、区が目指す景観形成の方針や基準を示した計画（案）を示すことが必須事項とされています。今年度は、景観計画の骨子を作成します。



## 2 景観法に基づく景観計画

景観計画は、景観法に基づく計画であるため、法で定めることが義務付けられた内容があります。それらを踏まえると、(仮称)文京区景観計画の基本的な構成は概ね下図のようになります。



### 3 景観計画に定める事項と検討の方向性



### 区民との意見交換会

- 目的  
区民の目線から見た「文京区らしさ」を感じる景観などについて、広く景観計画に反映させるため実施します。
- 主なテーマ
  - 「文京区らしさ」を感じる要素・場所・景色などについて(好きな景観、残したい景観)
  - 「文京区らしさ」を守り育てるための方策について
  - 重点的に景観形成に取り組む地区の選定指標(案)について など
- 意見反映の主なポイント  
主なテーマについて議論していただき、景観形成基準の検討等に活かします。
- スケジュール
  - ・第1回：7月下旬～8月上旬
  - ・第2回：9月中旬～下旬
 都市マスタープランで示された地域区分による5地域(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部・中央・西部)で開催

## 4 検討の進め方

### (1) 検討体制

- 景観審議会、景観計画検討委員会及び景観計画検討庁内連絡会で検討を進めます。
- 意見交換会やパブリックコメントを実施し、広く区民からの意見を聴取し、景観計画の策定に反映させます。

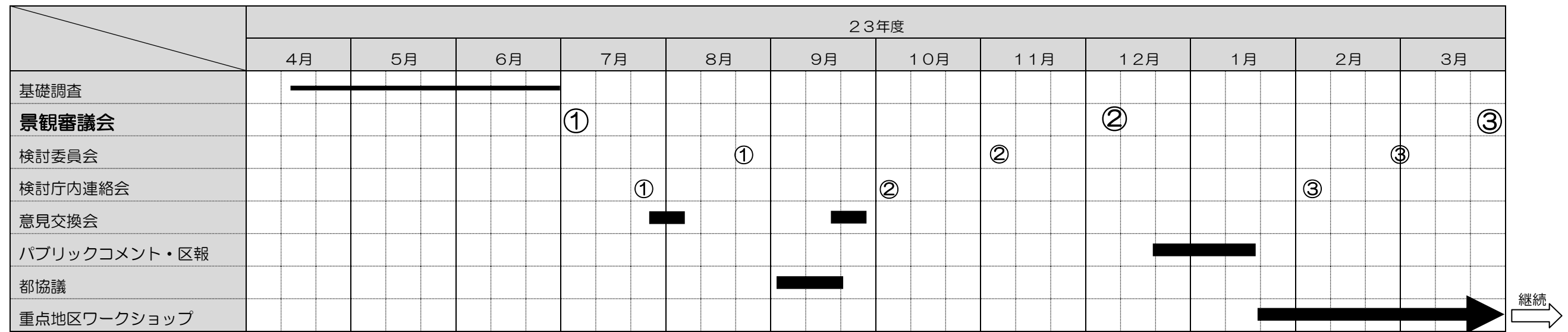
- ・景観計画検討委員会  
構成員（19名）

学識経験者	6名	景観審議会委員2名、業界団体代表者2名（東京都建築士事務所協会、東京屋外広告協会）、 文京区景観アドバイザー2名
区民	5名	公募による区民
区職員	8名	庁内関係部署

- ・景観計画検討庁内連絡会  
構成員（15名）：庁内関係部署の区職員で構成

### (2) 検討スケジュール

- 平成23年度から平成25年度
- 平成23年度：景観計画骨子のまとめ
- 平成24年度：景観計画素案作成、景観行政団体移行
- 平成25年度：景観計画策定・施行



骨子(案)作成

骨子のまとめ

<検討内容>

- 景観行政団体移行について
- 景観計画に定める事項と検討の方向性について
- 重点的に景観形成に取り組む地区の選定について

<検討内容>

- 景観形成方針について
- 景観形成基準について
- その他景観計画に定める事項に関する検討方針について
- 重点的に景観形成に取り組む地区の決定について

<検討内容>

- 景観計画骨子の作成について
- その他